

【スウェーデン】 議会法全面改正

海外立法情報課 井樋 三枝子

* 議会法は 1974 年の制定以来、40 年にわたり改正を繰り返してきたが、今回、全面的に改正 (2014:801) が行われ、2014 年 9 月 1 日から施行された。

1 改正の経緯

スウェーデンの議会理事会 (riksdagsstyrelsen) は、2012 年秋から、文言の現代化や章立ての見直し等の議会法の全面改正を検討しており、憲法委員会に対し、改正の提案を行い (2012/13:URF3)、憲法委員会は 2013 年夏から、この理事会提案を検討した (2012/13:KU4)。同じ頃、2011 年 12 月 30 日施行の「加盟国の財政枠組の要件に関する EU 指令 (2011/85/EU)」を受け、政府は、関係するスウェーデン国内法改正の必要性を検討し、現在の財政制度やその運用は、この EU 指令の内容にほぼ適合すると判断した。スウェーデンは 1990 年代半ばから財政制度改革を行っており、1997 会計年度から景気循環を通じた平均財政収支 2% (対 GDP 比) の黒字(注 1)を義務付ける「3 年間の枠組予算」及びそれを具体化する「2 段階での予算編成」並びに「支出上限」を導入しており、EU 指令の要求水準を満たしていたためである。しかし、これらの手続は、確固たる運用実績があるものの、法律上の根拠が明確とは言い難い部分もあり、運用や責任の所在を明文化する必要性が指摘され、法改正が検討されることとなった (SOU 2013:32)。主な改正対象は予算法 (2011:203) であるが、内容が政府による議会への「予算案」の提出、議会による予算の議決等に関するため、政府は、議会法についても改正を提案した (prop.2013/14:173)。

議会法にまつわるこのような複数の動きを取りまとめ、憲法委員会は、改めて議会法全面改正の委員会案を作成・審議し (2013/14:KU46)、同案は 2014 年 6 月 17 日に本会議で可決され、同年 9 月 1 日から施行された(注 2)。

2 概要

新しい議会法は、以下の 14 章からなる。

第 1 章 導入規定	第 8 章 大臣に対する大質問及び小質問
第 2 章 国政選挙	第 9 章 議案の提起
第 3 章 会期	第 10 章 議案準備
第 4 章 議会業務の運営及び管理	第 11 章 議案の議決
第 5 章 議員	第 12 章 議会内での選挙
第 6 章 本会議	第 13 章 議会内独立機関等
第 7 章 委員会及び EU 問題委員会	第 14 章 議会事務局

予算関係以外の主な変更点は、次のとおりである。

＜総選挙直後の予算案の提出期限＞「組閣後 10 日以内、かつ 11 月 15 日まで」を「新議会開会後 2 週間以内、困難な場合は組閣後 3 週間以内、かつ 11 月 15 日まで」に変更（第 9 章第 5 条補足規定 9.5.1）。

＜議員から大臣への書面での質問への回答期限＞「金曜日午前 10 時までに受け付けた質問の回答期限は翌週水曜正午まで」を「木曜日午前 10 時までに受け付けた質問の回答期限は翌週水曜日正午まで」に変更（第 8 章第 7 条補足規定 8.7.1）。

＜議場での言論の自由の制限＞議場で侵害的・差別的発言をした議員に議長が発言禁止を命ずる規定につき、従前の柔軟な運用を改め、厳格化（第 6 章第 16 条）。

3 予算提出・承認に係る改正部分

1 で述べた EU 指令の国内法化に際し、以下の点で法改正の必要性が指摘され、新議会法において改正がなされた。

(1) 枠組予算の決定プロセスについて

＜指摘＞「枠組予算」の決定は、第 1 段階（春）として、政府提案の「春季経済政策提案（春季提案）」（3 年分の各年度の支出上限、27 の各「歳出分野」の支出上限等からなる。）を議会が承認し、第 2 段階（秋冬）として、政府提出の翌年度「予算案」（翌年度の各「歳出分野」の支出上限とその総額、「歳出分野」の下にある合計 500 弱の項目の支出額等からなる。）を議会が承認する「2 段階の予算編成」を経るが、この運用が義務であるか、議会法上不明確である。

＜改正＞第 9 章第 5 条及び補足規定 9.5.2 で「春季提案」と「予算案」の政府による提出を、第 11 章第 18 条で「2 段階の予算編成」を経た予算を議会が承認する手続を義務化、補足規定 11.18.1 で「春季提案」における 3 年分の支出上限につき明記。

(2) 27 の「歳出分野」について

＜指摘＞「春季提案」と「予算案」では、議会の委員会の所管する主題に対応した 27 の「歳出分野」の下に各行政機関の活動費等と対応した支出項目を置いているが、議会法上の規定が不明確。

＜改正＞第 9 章第 5 条で「歳出分野」を用いることを規定、補足規定 9.5.3 で 27 の「歳出分野」を定義。

(3) 補正予算について

＜指摘＞補正予算に関する手続や議会の責任範囲が、条文上曖昧である。

＜改正＞第 9 章第 6 条及び補足規定 9.6.1 で、補正予算の政府による提案を年 2 回までとし、「春季提案」又は「予算案」と同時に議会の承認を求める旨を規定。

注（インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。）

(1) 現在は 1%に引き下げられている（2007 会計年度より）。

(2) 議会法は、本規定改正の場合には、総選挙をはさみ、同文を 2 度議決しなければならないが、投票者の 4 分の 3 以上かつ議員の過半数の賛成により、1 回の議決で可決できる。今回はこの条件を満たし、1 回の議決で成立した（統治法（1974:152）第 8 章第 17 条）。